

社会福祉法人仙台福祉サービス協会 役員及び評議員報酬等支給規程

(目的及び趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙台福祉サービス協会(以下「協会」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(5)報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

2 報酬は次のとおりとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(1) 報酬月額

(2) 住居手当、通勤手当及び期末手当

3 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

4 常勤役員の報酬月額は別表1【常勤理事俸給表】の定める通りとする。

5 常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

6 非常勤役員の報酬は無報酬とする。

7 評議員の報酬は定款第8条の規定に基づき無報酬とする。

8 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者又はこれらの基準日前1月以内に退任(評議員会により解任された者を除く。)した者に対して、支給するものとする。この場合において、当該期末手当の額は、報酬月額に6月1日を基準日として支給する場

合においては100分の210、12月1日を基準日として支給する場合においては100分の230を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在任期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6ヶ月 100分の100
- (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
- (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60
- (4) 3ヶ月未満 100分の30

9 前項以外の報酬の支給方法については、社会福祉法人仙台福祉サービス協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）の例による。

（費用弁償等）

第4条 役員及び評議員が協会の用務のために旅行したときは、費用弁償として社会福祉法人仙台福祉サービス協会旅費規程に定める旅費を支給する。

2 役員及び評議員が理事会及び評議員会並びに理事長が別に定める会議等（以下「会議等」という。）に出席した場合において、1回につき役員には8,000円、評議員には7,000円を支給する。

ただし、常勤役員が、その出勤日の勤務時間内に開かれる理事会及び評議員会並びに会議等に出席する場合には支給しない。

（退職手当）

第5条 常勤役員に対し退職手当は支給しない。

（公表）

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月9日から施行する。

この規則の施行に伴い、常勤役員等給与等支給規程並びに役員及び評議員の費用弁償に関する規程を廃止する。

別表1 【常勤理事俸給表】

	月 額 (円)		
	1 級	2 級	3 級
1号	150,000	200,000	250,000
2号	187,500	250,000	312,500
3号	225,000	300,000	375,000
4号	262,500	350,000	437,500
5号	300,000	400,000	500,000

※1級の週当たりの勤務日数は 3日
 2級の " 4日
 3級の " 5日 とする。

※1号の一日当たりの勤務時間は 4時間
 2号の " 5時間
 3号の " 6時間
 4号の " 7時間
 5号の " 8時間 とする。